令和８年度版

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
貸付制度の手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

問合せ先
社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
福祉資金部
〒２６０－８５０８　千葉県千葉市中央区千葉港４番５号
千葉県社会福祉センター５F
TEL.０４３－２４４－２９４５　FAX.０４３－２４５－９３３８
※申請後に、申請内容について上記電話番号等からお問い合わせする場合があります。

目次

１　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金について 1

２　申請手続等について..... 3

３　貸付申請から貸付金交付までの流れ..... 6

４　貸付金交付後から返還免除申請までの手続..... 7

５　返還することになった場合の手続..... 13

【よくある質問】 14

申請・届出等様式一覧 21

１　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金について

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）とは、千葉県内で高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して資金を貸し付けることで自立促進を図ることを目的とする制度です。

養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から１年以内に就職し、原則千葉県内で取得した資格が必要な業務に５年間引き続き従事することで、返還債務の全部について免除の申請をすることができます。

※千葉市で高等職業訓練促進給付金を受給している方は、千葉市社会福祉協議会にお申し込みください。

（１）実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

（２）資金種類

資金種類は次の２つです。

【入学準備金】上限　５００，０００円

高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関へ入学する準備に際し必要となった経費に対する貸付け

貸付金使途例：養成機関に納める入学金、授業料１期分、教材費、参考図書、学用品

【就職準備金】上限　２００，０００円

高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関の課程を修了し、資格を取得した方が就職する準備に際し必要となった経費に対する貸付け

貸付金使途例：就職により転居が伴う場合の転居費用、就職にあたり必要な被服費、通勤用の自転車

※平成３１年度の申請から、自動車購入費については申請不可となりました。

（３）貸付対象者

貸付けの申請をすることができる方は次の**全てを満たす方**とします。

①高等職業訓練促進給付金※の支給を受ける方

ただし、専門実践教育訓練給付金等を受給している方及び自立支援教育訓練給付金を受給している方は、上記（２）に示す入学準備金の貸付対象とはなりません。

②千葉県に住民登録をしている方（千葉市を除く）

③高等職業訓練促進給付金の対象となった養成機関を修了し、資格を取得し、原則千葉県内において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方

④他の都道府県指定都市で本資金を借り受けていない方

※高等職業訓練促進給付金の詳細については、市にお住まいの方は各市のホームページ、町村にお住まいの方は県のホームページをご覧のうえ各自治体にご相談ください。

（4）貸付利子

無利子。連帯保証人を立てない場合は、返還債務の履行猶予期間は無利子とし、履行猶予期間経過後には年１．０％の利率とします。

ただし、返還となった場合に返還期限を過ぎると年３．０％の延滞利子を徴収します。

（5）連帯保証人

連帯保証人が原則１名必要です。やむを得ない理由により連帯保証人を立てられない場合でも貸付けの申請は可能です。

連帯保証人は原則として以下の①～②のすべてを満たす方とします。

連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負う立場であるため、無収入の方や生活保護受給者等保証能力のない方は連帯保証人になれません。同居している親族（住民票上の「世帯分離」の有無を問わない）については、他にいない場合に認めることがあります。

また、審査の結果連帯保証人として認められない場合があります。

①年間所得がおよそ１５０万円以上

②申請時に６０歳以下

２　申請手続等について

（１）貸付けの申込み

高等職業訓練促進給付金の受給手続を行った市又は健康福祉センターに、申請書と下記必要書類を揃えてお申し込みください。

【共通】

①貸付申請書（様式第１号）
②身上調書（様式第２号）
③進達書（様式第３号）※
④申請者の顔写真付き本人確認書類の写し（連帯保証人を立てる場合は同様に１通）
（運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、学生証等）
⑤世帯全員の記載のある住民票（借受人・連帯保証人）
（マイナンバーの記載がないもの、発行から３か月以内）
⑥連帯保証人の収入を証明する書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等）
⑦個人情報の取扱いについて
⑧その他県社協会長が必要と認める書類等

※進達書（様式第３号）の「自治体意見」の欄には、高等職業訓練促進給付金の支給機関として、本申請が訓練促進資金の目的に沿っているかについてご記入ください。進達書（様式第３号）記載の内容も踏まえ、県社協が総合的に審査します。

【入学準備金を申請する場合】

①訓練促進給付金の決定通知の写し
②入学のために必要な準備に際し、購入した（納入した）事実が分かる書類

【就職準備金を申請する場合】

①訓練促進給付金の決定通知の写し（変更等があった場合はその決定通知の写しも併せて提出が必要です）
②就職のために必要な準備に際し、購入した（納入した）事実が分かる書類
③就業届（様式第１８号）
④取得した資格の資格者証等の写し
※原則、資格の登録証（看護師免許証、保育士証など）をご提出いただきますが、登録証発行に時間がかかる場合、合格通知などでも構いません。ただし、後日登録証が発行され次第、県社協へ写しを送付してください。
※准看護師の学校を卒業後、看護師の学校に進学する場合には、就職準備金の申請は看護師の学校を卒業後の申請となります。その際に高等職業訓練促進給付金を受給していなくても申請可能です。

（２）貸付けの決定

提出された書類を審査し貸付けの可否を決定します。
貸付決定の場合は県社協会長と借受人の間で貸付けに係る契約を締結します。

（３）貸付金の交付

入学準備金、就職準備金は一括で交付します。また、入学準備金の送金は入学後、就職準備金の送金は養成機関卒業後です。

（４）貸付契約の解除

次のいずれかに該当する場合に貸付契約を解除します。

①養成機関を退学したとき
②死亡したとき
③借受人から貸付金交付期間中に契約の解除の申し出があったとき
④その他訓練促進資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき
⑤高等職業訓練促進給付金の対象者ではなくなったとき

（５）貸付金の返還

借受人、連帯保証人は次のいずれかに該当した場合に、当該事由が生じた日の属する月の翌月から県社協が定める期間内に、一括又は月賦（原則として月額１万円以上)、半年賦により、県社協が指定した金融機関口座に振込により返還する必要があります。また、その際の振込手数料は振込者負担です。

①貸付契約を解除されたとき
②借受人が養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から１年以内に取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき
③借受人が養成機関を修了した年度の資格試験に合格できなかった場合であって、翌年度の資格試験に合格できなかったとき
④借受人が取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき
⑤業務外の事由で死亡し、又は心身の故障で業務に従事できなくなったとき

（６）返還の猶予

次のいずれかに該当する場合は当該事由が継続する期間、貸付金の返還の猶予を申請することができます。（毎年度書類の提出が必要です。提出がない場合は返還対象となります。）

①借受人が訓練促進資金の貸付けを停止された後も引き続き養成機関に在学しているとき
②借受人が養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき
③借受人が当該養成機関を修了後、資格を取得した日から１年以内に原則として千葉県内で取得した資格が必要な業務に従事したとき
（「取得した資格が必要な業務」については、【よくある質問】の（６）業務状況についてＱ６（２０ページ）をご確認ください）
④災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

（７）返還の免除

次のいずれかに該当する場合は、訓練促進資金の全部について返還の免除を申請することができます。

①養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から１年以内に就職し、原則として千葉県内で取得した資格が必要な業務に従事し、５年間引き続き業務に従事したとき

②①で定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

（８）届出義務

借受人又は連帯保証人は、返還免除もしくは返還完了するまでの間、必要な書類を県社協に提出する必要があります。

※自発的な届出がない場合は、県社協から文書督促しますが、長期にわたり届出がない場合は返還対象となりますので、ご注意ください。

（９）各種書類記入上の注意点

①各種書類に訂正がある場合には、修正テープ等を使用せず、訂正箇所に二重線を引き、捺印に用いた印鑑で訂正印を押してください。

②各種書類を消せるボールペンで記入しないでください。

③各種書類には申込者（借受人）、連帯保証人本人が必ずそれぞれ署名・捺印してください（申請書の連帯保証人欄は連帯保証人本人が記入すること）。

④貸付申請の際に連帯保証人を立てる場合は、貸付申請書（様式第１号・裏面）に連帯保証人が２００円の収入印紙を貼付し消印をしてください。

⑤各種書類の最新版は県社協ホームページで公開しています。各種書類を提出する際は必ず最新版の書類を使用してください。旧版の書類で届出等があった場合、最新版の書類での再提出を依頼することがあります。

県社協ホームページは下記の二次元コードから確認してください。

※申請書類に記入漏れや書類の不備がある場合には、貸付けの可否を判断することができず審査保留となりますので、提出前によく確認をしてください。

３　貸付申請から貸付金交付までの流れ

貸付申請

該当する市又は健康福祉センターに申請書類を提出

審査及び貸付決定

（１）県社協が貸付けの可否を決定

（２）貸付けの可否を県社協から申請者に通知

①貸付決定の場合：貸付決定通知書（様式第５号）と借用証書（様式第７号）を送付

②貸付不承認の場合：貸付不承認通知書を送付

以下は貸付決定の場合

契　　約

貸付決定者は以下の書類を県社協に提出

・借用証書（様式第７号）

・印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人、法定代理人）※発行から３か月以内

・振込口座の情報が分かるものの写し

貸付金の交付

借用証書（様式第７号）に記載された口座に貸付金を送金（一括交付）

※借用証書を提出されても不備がある場合には、不備が解消されるまで送金できません

４　貸付金交付後から返還免除申請までの手続

借受人、連帯保証人は、貸付金を返還する又は返還を免除されるまで、住所を変更したときや改名・改姓したとき、貸付金の返還の猶予・免除を申請するとき等は遅滞なく県社協に届け出る必要があります。

【共通】

（１）貸付けを辞退する場合

・貸付契約解除届(様式第８号)

返還することになった場合の手続は１３ページへ

（２）氏名・住所を変更した場合

・氏名等変更届（様式第１６号）

（３）勤務先を変更した場合

・就業先変更届（様式第１９号）
・取得した資格が必要な業務に従事することが分かる書類
・現況届（様式第２１号又は第２７号）※変更前の就業先に証明をもらってください。
・現況届（様式第２１号又は第２７号）※変更後の就業先に証明をもらってください。

例えば、Ａ会社を５月で退職し、新たにＢ会社で６月から就業するときは、Ａ会社に５月まで就業していたことの証明を退職日の日付でもらい、Ｂ会社に６月から就業している証明を就職日以降の日付でもらってください。

【養成機関に在学中の場合】

借受人が養成機関に在学中の場合、養成機関に在学していることを毎年度養成機関入学月に届け出る必要があります。

養成機関入学月中に提出がない場合、養成機関を退学したとみなす場合があります。

（１）在学中の場合

・在学届（様式第２０号）※学校発行の在学証明書で代用可能

４月入学の場合は毎年４月に４月１日以降の日付で提出が必要です。

９月入学の場合は毎年９月に９月１日以降の日付で提出が必要です。

（２）退学・留年・休学・停学・復学する場合

・退学等届（様式第１７号）

【養成機関を修了し、取得した資格が必要な業務に従事する場合】

借受人が養成機関を修了後、資格を取得し、その資格が必要な業務に従事した場合には、貸付金の返還の猶予を申請することができます。その後、引き続き５年間当該業務に従事した場合には、貸付金の返還の免除を申請することができます。

（１）養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から１年以内に就職し、返還の猶予を申請するとき

・就業届（様式第１８号）
・取得した資格が必要な業務に従事することが分かる書類
・資格を取得したことが分かる書類
・返還債務猶予申請書（様式第１１号）
・現況届（様式第２１号又は第２７号）

※就職準備金の貸付けを受けた方は、就業届（様式第１８号）、取得した資格が必要な業務に従事することが分かる書類、資格を取得したことが分かる書類は就職準備金の貸付けを申請する際に提出済みのため、返還の猶予を申請する際には提出不要です。
※就職したことが分かる書類の提出がない場合、就職していないとみなします。
※資格を取得したことが分かる書類の提出がない場合、資格を取得していないとみなします。

（２）取得した資格が必要な業務を継続し、毎年４月に返還の猶予を申請するとき

・返還債務猶予申請書（様式第１１号）
・現況届（様式第２１号又は第２７号）

※４月中に猶予申請書や現況届の提出がない場合、取得した資格が必要な業務を継続しているとはみなさず、離職したとみなします。

（３）取得した資格が必要な業務に引き続き５年間当該業務に従事し、返還の免除を申請するとき

・返還債務免除申請書（様式第１０号）
・現況届（様式第２１号又は第２７号）

【養成機関を修了後、引き続き他種の養成機関で修業する場合】

入学準備金の貸付けを受け、養成機関を修了後、引き続き他種の養成機関で修業する方は、以下の書類をご提出ください。

・猶予申請書（様式第１１号）
・在学届（様式第２０号）又は在学証明書

養成機関を修了後、引き続き他種の養成機関で修業する場合の例

・准看護師の養成機関を修了後、引き続き看護師の養成機関で修業する場合
・介護福祉士指定養成施設等を修了後、引き続き社会福祉士指定養成施設等の養成機関で修業する場合
・社会福祉士指定養成施設等を修了後、引き続き介護福祉士指定養成施設等の養成機関で修業する場合

※上記以外の場合で、養成機関を修了後、引き続き他種の養成機関で修業することを検討している方について、貸付金の返還の猶予や免除の対象となるかについては個別の対応となるため、養成機関を修了する前にあらかじめご相談ください。養成機関によっては返還の猶予や免除の対象とならない場合もあります。

返還の猶予・免除の流れ

（例）

４月から業務に従事している場合

１年目４月・・・様式第１１、１８、２１（２７）号　猶予期間は４月～翌年３月
２年目４月・・・様式第１１、２１（２７）号　猶予期間は４月～翌年３月
３年目４月・・・様式第１１、２１（２７）号　猶予期間は４月～翌年３月
４年目４月・・・様式第１１、２１（２７）号　猶予期間は４月～翌年３月
５年目４月・・・様式第１１、２１（２７）号　猶予期間は４月～翌年３月
６年目４月・・・様式第１０、２１（２７）号　返還免除

９月から業務に従事している場合

１年目９月・・・様式第１１、１８、２１（２７）号　猶予期間は９月～翌年３月
２年目４月・・・様式第１１、２１（２７）号　猶予期間は４月～翌年３月
３年目４月・・・様式第１１、２１（２７）号　猶予期間は４月～翌年３月
４年目４月・・・様式第１１、２１（２７）号　猶予期間は４月～翌年３月
５年目４月・・・様式第１１、２１（２７）号　猶予期間は４月～翌年３月
６年目４月・・・様式第１１、２１（２７）号　猶予期間は４月～８月
６年目９月・・・様式第１０、２１（２７）号　返還免除

※１年目から５年目の猶予期間はいずれも翌年３月までです。２年目からは毎年４月に猶予申請を行ってください。４月以外の月から取得した資格が必要な業務に従事した場合は、６年目の４月から就業開始の前月までの猶予が必要です。返還免除は引き続き５年間業務従事した場合に申請することができます。

記入例

猪予申請書の作成日を記入

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務猪予申請書

令和 8 年 〇 月 〇 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会会長　様

印鑑を押印する

申請者　整理番号：R2-PN-〇〇〇〇、R5-PS-〇〇〇

〒〇〇〇－〇〇〇〇

（自署）　住所　千葉県〇〇市〇-〇-〇〇

氏名　〇〇　〇〇　印

連帯保証人　〒〇〇〇－〇〇〇〇

（自署）　住所　千葉県〇〇市〇-〇-〇〇

氏名　〇〇　〇〇　印

最大1年の期間（基本的に3月まで）で申請をする

次のとおり千葉県社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還債務の猪予を受けたいので、申請します。

入学準備金と就職準備金それぞれの金額を記入

借　用　金　額	入学準備金　500,000　円	
	就職準備金　~~100,000~~　円 200,000	
猪　予　の　期　間	令和 8 年 4 月から　令和 9 年 3 月まで （猪予期間は最大１年です。例：令和２年４月から令和	
猪予申請の理由	1　養成機関を卒業後、取得した資格が必要な業務に従事しているため 2　養成機関を卒業後、進学したため 3　貸付契約解除後、引き続き養成施設に在学しているため 4　養成機関を卒業後、１年以内に資格試験を受験予定のため 等やむを得ない事由により、返還が困難であるため ※該当する事由に〇をすること	

修正する場合は二重線を引いて上から押印してください。

該当する猪予理由に〇をつける

※返還免除までの５年間毎年の提出が必要です。

添付書類

・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金現況届（様式第２１号）

※就業している以外の理由による返還債務猪予申請の場合には、その理由が分かる書類を添付してください。例：医師の診断書、母子手帳の写し等

添付書類をつけて申請をする

記入例

現況届の作成日を記入

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金現況届

令和 8 年 〇 月 〇 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会会長　様

印鑑を押印する

貸付番号：R2-PN-〇〇〇〇、R5-PS-〇〇〇
借受人　　〒〇〇〇－〇〇〇〇
（自署）　住所千葉県〇〇市〇-〇-〇〇
氏名〇〇　〇〇　　印

勤務先名称	〇〇〇〇病院		
所在地	〒〇〇〇－〇〇〇〇　〇〇市〇〇区〇-〇-〇〇		
雇用形態	☑正職員　☐非常勤職員　☐パートまたはアルバイト		
	週の所定労働時間　40　時間		
通勤手段	☑電車・バス　自宅の最寄り（　〇〇〇　）就業先の最寄り（　〇〇〇　） ☐徒歩のみ　☑自転車（電動アシスト自転車を含む）　☐自動車　☐その他（　　） ※該当する項目全てにチェック（レ点記入）してください。		
資格	~~准看護師~~　看護師	資格取得年月	令和 8 年 3 月
就業期間	☐令和　　年　　月（資格取得年月以降の年月）から令和　　年　　月まで ☑令和 8 年 4 月（資格取得年月以降の年月）から現在ま 　　年　　月　　日から　令和　　年　　月　　日まで		
勤務中断理由			

週の所定労働時間を記入

該当する項目全てにチェック

どちらかにチェック

修正する場合は二重線を引いて上から押印してください。

※該当する項目に記入・チェック（レ点記入）してください。
※返還免除までの５年間毎年の提出が必要です。

就業先に記入していただいてください

上記のとおり、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けを受けて取得した資格が必要な業務に
{ ☑従事している / ☐従事していた }
ことを証明いたします。

令和 8 年 4 月 6 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会　会長　様

業務従事先名　〇〇〇〇病院
代表者（管理者）の役職名　院長
代表者（管理者）の氏名　〇〇　〇〇

印

記入例

免除申請書の作成日を記入

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務免除申請書

令和 8 年 〇 月 〇 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会会長　様

貸付番号：R2-PN-〇〇〇〇、R5-PS-〇〇〇

印鑑を押印する

借受人　　〒〇〇〇－〇〇〇〇
（自署）　住所千葉県〇〇市〇-〇-〇〇
氏名〇〇　〇〇　　印

連帯保証人　〒〇〇〇－〇〇〇〇
（自署）　住所千葉県〇〇市〇-〇-〇〇
氏名〇〇　〇〇　　印

入学準備金と就職準備金
それぞれの金額を記入

次のとおり千葉県社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還債務の免除を受けたいので、申請します。

借用金額	入学準備金	500,000 円
	就職準備金	200,000 円
免除申請金額	入学準備金	500,000 円
	就職準備金	~~100,000~~ 200,000 円
免除申請の理由	1　取得した資格が必要な業務に５年間引き続き従事したため 2　取得した資格が必要な業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったため 3　死亡、又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったため 4　取得した資格が必要な業務に従事したため 事由に〇をすること ※３、４の事由で免除申請する際は事前に相談が必要です。	

修正する場合は二重線を引いて上から押印してください。

該当する免除理由に〇をつける

添付書類

添付書類をつけて申請をする

１の事由で申請する場合
・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金現況届（様式第２１号又は第２７号）
２の事由で申請する場合
・２の事実を証明する書類、その他県社協会長が定める書類

５　返還することになった場合の手続

養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から１年以内に就職し、原則として千葉県内で取得した資格が必要な業務に従事しない場合や、養成機関を退学した等の場合、貸付金の全部を返還する必要があります。

返還に該当すると思われる場合は、まず県社協に連絡してください。

４ページの「２　申請手続等について」（４）貸付契約の解除、（５）貸付金の返還の項目のいずれかに該当する場合

↓

返還の届出

借受人は県社協に以下の書類を提出

①返還計画書（様式第１４号）

②返還理由が分かる書類

③貸付契約解除届※貸付契約の解除を希望するとき（様式第８号）

※返還計画の期間については、借受人と返済できる金額を相談のうえ計画を決定（月賦の場合、原則として月額１万円以上）

↓

返　　還

・県社協から返還決定通知を借受人等に送付

・借受人等は返還計画どおりに貸付金を返還

↓

返還完了

・貸付金の返還が完了したときには、県社協から借受人等に借用証書（様式第７号）等を返却

※連帯保証人を立てなかった場合、返還債務の履行猶予期間経過後には年１．０％の利子が発生します。

※最終返還期限を過ぎると年３．０％の延滞利子が発生します。

【よくある質問】

（1） 申請方法

Ｑ１　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金はどのように申し込みますか？

Ａ　高等職業訓練促進給付金の申請窓口を通じて千葉県社会福祉協議会福祉資金部にお申し込みください。

Ｑ２　入学準備金と就職準備金は同時に申し込むことは可能ですか？

Ａ　入学準備金と就職準備金の申請時期は異なります。

Ｑ３　高等職業訓練促進給付金を受けて養成機関に通う予定ですが、在学中に子どもが２０歳になるため、途中で給付金が支給されなくなってしまいます。その場合、貸付けを受けることはできますか？

Ａ　養成機関入学時に高等職業訓練促進給付金の対象者である場合、入学準備金の貸付けの申請をすることができます。
その後、養成機関在学中に高等職業訓練促進給付金の対象者でなくなった場合には、入学準備金の返還対象となります。ただし、在学中は返還の猶予の申請ができます。
就職準備金は貸付けの対象外です。

Ｑ４　高等職業訓練促進給付金と併せて、専門実践教育訓練給付金を活用する予定です。貸付けの申請はできますか？

Ａ　目的を同じくする他の公的な給付金などを活用する場合は貸付対象外です。専門実践教育訓練給付金等及び自立支援教育訓練給付金には、養成機関への入学金や教材費などの給付が含まれるため、入学準備金は対象外です。
養成機関卒業後、就職準備金の申請は可能です。

Ｑ５　養成機関に４月に入学しましたが、高等職業訓練促進給付金が５月からの支給の場合、入学準備金を申請することはできますか？

Ａ　原則できません。入学準備金の貸付けの対象になる方は、養成機関に入学した時点で高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者です。例えば、４月に養成機関に入学した方は、４月から高等職業訓練促進給付金の支給を受けることが決定していないと入学準備金の貸付対象となりません。

Ｑ６　入学準備金・就職準備金の申請はいつまで受け付けていますか？

Ａ　入学準備金については、養成機関に入学した月の翌々月の末日まで受け付けています。就職準備金については、就職した月の翌々月の末日まで受け付けています。
例えば、４月に養成機関に入学した方は６月末日まで入学準備金の申請を受け付けています。
※入学又は就職した月の翌々月の末日までに申請書類一式が県社協に届いている場合に申請を受け付けます。
※入学又は就職した月の翌々月の末日までに一度申請をされていても、その後の手続について入学又は就職した月の翌々月の末日を超えて滞る場合には申請を取り下げたとみなすことがあります。

Ｑ７　就職先が決まっていなくても就職準備金の申請はできますか？

Ａ　できません。

Ｑ８　生活保護費を受給中でも入学準備金・就職準備金の申請はできますか？

Ａ　申請は可能です。ただし、生活保護費を受給している方は、申請の手順や必要書類が異なります。そのため、必ず担当のケースワーカーと相談の上、申請前に申請先となる市又は健康福祉センターにご相談ください。
相談を受けた市又は健康福祉センターのご担当者につきましては、できるだけ早く県社協にご連絡ください。

（２）貸付けについて

Ｑ１　貸付金の上限は入学準備金５０万円、就職準備金２０万円ですが、必ず限度額で申し込むということですか？

Ａ　貸付金の上限はそれぞれ入学準備金５０万円、就職準備金２０万円ですが本資金は給付ではなく貸付けであることをふまえ、高等職業訓練促進給付金の窓口と相談の上、必要額をお申し込みください。貸付決定額は１００円単位です。
なお、審査の結果、貸付金が一部減額となる場合もあります。

Ｑ２　入学準備金・就職準備金はいつからいつまでに購入した（納入した）ものが貸付対象経費になりますか？

Ａ　入学準備金については、進学を予定する養成機関に合格したときから入学した月の月末までに購入した（納入した）ものが貸付対象経費となります。
就職準備金については、資格試験に合格し、その資格が必要な業務に就くと見込まれるときから就職した月の月末までに購入したものが貸付対象経費となります。
※進学を予定する養成機関に合格したとき又は資格試験に合格し、その資格が必要な業務に就くと見込まれるときの翌月が入学又は就職する月の場合に限り、「進学を予定する養成機関に合格したとき」を「進学を予定する養成機関に合格した月」とし、「資格試験に合格し、その資格が必要な業務に就くと見込まれるとき」を「資格試験に合格し、その資格が必要な業務に就くと見込まれる月」とします。

Ｑ３　「その資格が必要な業務に就くと見込まれる」とはどのように確認するのでしょうか？

Ａ　内定通知書や事業主の発行する就職証明書等、就職先に就職することを証する書類で確認します。個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し等を確認します。

Ｑ４　養成機関に入学するための試験にかかる費用は入学準備金の貸付対象経費ですか？また、養成機関を卒業し資格試験に合格後の登録にかかる費用は就職準備金の貸付対象経費ですか？

Ａ　いずれも貸付対象経費としていません。

Ｑ５　「購入した（納入した）事実が分かる書類」とはどのようなものですか。

Ａ　例えば、領収書やレシート、クレジット契約証明書等が該当します。
また、それらの日付（領収日、クレジット契約日等）、品名（領収額の内訳等）、金額（領収額、クレジット契約額等）、購入（納入）先の名称（養成機関名、店名等）が明らかでない場合は、「購入した（納入した）事実が分かる書類」とみなさない場合があります。

（３）貸付金の送金について

Ｑ１　貸付決定となった場合、貸付金はどのように送金されますか？

Ａ　貸付決定後に借用証書により契約を交わした後、指定の口座に一括送金します。

（４）養成機関在学中

Ｑ１　入学準備金の貸付けを受けた後、養成機関在学中に結婚してひとり親でなくなった場合はどうなりますか？

Ａ　養成機関在学中にひとり親でなくなった場合には、高等職業訓練促進給付金の対象者でなくなるため、入学準備金の返還対象となります。ただし、在学中は返還の猶予を申請できます。
なお、養成機関卒業後に結婚してひとり親でなくなった場合には、返還対象とはなりません。

Ｑ２　税理士や社会保険労務士、宅地建物取引士等、資格試験合格後すぐに登録ができず、一定期間の実務経験や講習を受ける必要がある場合、その期間について返還の猶予はできますか？

Ａ　申請は可能です。ただし、返還の猶予の期間については個別の対応となります。

（５）返還について

Ｑ１　返還決定した後に計画通りに返還できない場合は、どうすればよいですか？

Ａ　返還となった場合、ご本人の状況に応じて返還計画を立てますが、その計画通りでなくても、最終返還期限までに貸付金（元金、利子）を全額返還すれば返還完了となります。ただし、最終返還期限を過ぎると、残元金に対して年３．０％の延滞利子が発生します。

Ｑ２　例えば、看護師試験を２０２５年２月に受験し不合格となり、２０２５年３月末に養成機関を修了した場合、２０２６年２月の看護師試験を受験し合格するまでの間、貸付金の返還は発生しますか？

Ａ　養成機関を修了した年度の資格試験に合格できなかった場合、資格試験再受験に係る届出書（様式第３２号）により翌年度再受験の意思を確認し、貸付金の返還の留保が認められれば、２０２６年２月の看護師試験に合格するまで、貸付金の返還は発生しません。２０２６年２月の看護師試験に合格し、免許取得後１年以内に看護師免許が必要な業務に従事することで、貸付金の返還の猶予や返還の免除の申請ができます。
なお、養成機関を修了した翌年度の資格試験に不合格だった場合、貸付金を返還する必要があります。

Ｑ３　例えば、准看護師養成機関を入学する際に入学準備金の貸付けを受け、准看護師養成機関を卒業し、准看護師として就職する際に就職準備金の貸付けを受けました。その後准看護師が必要な業務に２年間従事していましたが、看護師養成機関へ入学するために離職した場合、看護師養成機関在学中は貸付金の返還の猶予を申請することができますか？また、看護師養成機関を修了し、その後看護師が必要な業務に３年間従事した場合、准看護師が必要な業務に従事していた期間と合わせて「引き続き５年間取得した資格が必要な業務に従事した」こととみなされ、貸付金の返還の免除を申請することができますか？

Ａ　看護師養成機関在学中は貸付金の返還の猶予を申請することができます。ただし、准看護師が必要な業務に従事せず、在学期間を「引き続き取得した資格が必要な業務に従事した」期間に含められるのは１年間のみです。そのため、看護師養成機関の在学期間が１年を超える場合、その期間について准看護師が必要な業務に従事しなければ、看護師養成機関卒業後に貸付金の返還が必要です。准看護師が必要な業務に従事した期間と看護師が必要な業務に従事した期間を合わせて「引き続き５年間取得した資格が必要な業務に従事した」こととし、貸付金の返還の免除を申請することは可能です。

Ｑ４　取得した資格が必要な業務に引き続き３年間従事し、必要な届出手続を毎年度行っていましたが、その後については手続を怠り契約解除、返還決定となった場合、３年分については貸付金の返還の免除を申請することができますか？

Ａ　毎年度の届出や氏名・住所変更の届出等をせず、契約解除、返還決定となった場合、貸付金の返還の一部免除は認められません。貸付金の全部（元金、利子、延滞利子）を返還する必要があります。

（６）業務状況について

Ｑ１　准看護師の学校卒業後、看護師の学校に進学する場合、訓練促進資金の貸付けを受けることはできますか？

Ａ　准看護師養成機関を修了し、引き続き看護師養成機関で修業する方は、入学準備金は准看護師養成機関の入学時、就職準備金は看護師養成機関の卒業時がそれぞれの貸付けの申請時期です。看護師養成機関に進学する場合は准看護師養成機関の卒業時に就職準備金の貸付けの申請はできず、看護師養成機関の卒業時に貸付けの申請をすることができます。

Ｑ２　県境の場合等、県外で業務に従事した場合、返還の対象となりますか？

Ａ　県内で業務に従事することを原則としていますが、勤務先が県外であっても５年間引き続き業務に従事すれば免除対象となる場合もあります。

Ｑ３　業務従事は切れ目なく働かなくてはならないですか？当初の勤務先を退職後、求職活動で期間が空いてしまう場合の取扱いはどのようになりますか？

Ａ　転職等で業務従事できない期間がでることは一定程度やむを得ないとみなしますが、求職活動の期間が半年以上長くなる場合には県社協にご相談ください。離職後１年を超えて取得した資格が必要な業務に従事しなかった場合、貸付金の返還が必要です。

Ｑ４　休職中でも猶予の対象となりますか？

Ａ　雇用が継続している場合は、疾病等により休職している期間についても、猶予の対象となります。また、業務従事期間に算入されます。

Ｑ５　養成機関を卒業後ずっと仕事が見つからず、１年以上求職活動をしている場合、猶予は認められますか？

Ａ　養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から１年以内に取得した資格が必要な業務に従事しない場合は返還対象となります。

Ｑ６　「取得した資格が必要な業務」とは何ですか？

Ａ　「取得した資格が必要な業務」とは、資格を取得している場合に限って就くことができる業務です。そのため、「取得した資格が必要な業務」に従事しようとする際は、募集要項等を確認してください。
ただし、資格が必須条件でなくとも資格手当等が支給されている場合は、「取得した資格が必要な業務」に従事したとみなします。
また、週の所定労働時間が２０時間以上なければ「取得した資格が必要な業務」に従事したとみなしません。
自営業の場合は、週の所定労働時間がありませんが、本事業の目的を鑑み、「取得した資格が必要な業務」の収入で自立しているかを確認します。目安として、「取得した資格が必要な業務」に従事して得た年間所得を１２で除して月額に換算した額が生活保護制度に基づく基準扶助額（１月分）を下回っている場合、「取得した資格が必要な業務」の収入で自立しているとみなせず、「取得した資格が必要な業務」に従事したとみなさない場合があります。

Ｑ７　「取得した資格が必要な業務に従事することが分かる書類」とは何ですか。

Ａ　募集要項や求人票で、資格を取得している場合に限って就くことができる業務か、資格手当が支給されるか、週の所定労働時間が２０時間以上かが確認できる場合があります。また、労働条件通知書や雇用証明書、在職証明書等も同様です。上記の書類が「取得した資格が必要な業務に従事することが分かる書類」でない場合は、雇用証明書（様式第３３号）をご活用ください。
自営業の場合は自治体等に提出した就労証明書の写し、直近の確定申告書（控）の写し、業務受託契約書の写し、売上・報酬の記録（通帳等）の写し等で確認します。

申請・届出等様式一覧

様式番号	様式名
様式第１号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書
様式第１号（記入例）	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（記入例）
様式第２号	身上調書
様式第２号（記入例）	身上調書（記入例）
別紙	「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の申込・利用にあたって　　個人情報の取扱いについて
様式第３号	進達書
様式第４号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金債務引受書／債務引受に係る同意書
様式第５号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付決定通知書
様式第６号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付不承認通知書
様式第７号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書
様式第８号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約解除届
様式第９号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約解除通知書
様式第１０号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務免除申請書
様式第１１号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務猶予申請書
様式第１２号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務免除決定通知書
様式第１３号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務猶予決定通知書
様式第１４号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画書
様式第１５号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画変更願
様式第１６号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金氏名等変更届
様式第１７号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金退学等届
様式第１８号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金就業届
様式第１９号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金就業先変更届
様式第２０号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金在学届
様式第２１号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金現況届
様式第２２号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金死亡届
様式第２７号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金自営業等現況届
様式第３２号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金における資格試験再受験に係る届出書
様式第３３号	雇用証明書

各様式のダウンロードは県社協ホームページから可能です。

下記の二次元コードから県社協ホームページでご確認ください。